

岐阜県公報

目次

岐阜県職員退職手当条例の一部を改正する条例	(人事課)	二〇
岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(環境生活政策課、健康福祉政策課)	二〇
岐阜県医療施設耐震化臨時特例基金条例	(医療整備課)	一九
岐阜県理容師法施行条例及び岐阜県美容師法施行条例の一部を改正する条例	(生活衛生課)	一〇
岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(農業振興課)	一三
岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(会計課)	一四

本号で公布された条例のあらまし

- 岐阜県職員退職手当条例の一部を改正する条例(条例第六二号)
- 一 「国家公務員退職手当法」の一部改正の趣旨にかんがみ、次のとおり退職手当について新たな支給制限及び返納の制度を設けることとした。
- 1 退職後、退職手当支払前に在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為があつたと認められる場合、退職をした者(退職した者が死亡した場合はその遺族。以下同じ。)に対し退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができることとした。(第一四条関係)
- 2 退職手当支払後に、在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為があつたと認められる場合、退職をした者に退職手当の全部又は一部の返納を命ずることができることとした。(第一五条、第一七条関係)
- 3 1及び2の処分を行うおとすときは、人事委員会に諮問しなければならないこととした。(第一八条関係)
- 4 その他所要の規定を整備することとした。
- 二 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第六三号)
- 一 「土壌汚染対策法」の一部改正に伴い、汚染土壌処理業の許可の申請に対する審査に要する費用として汚染土壌処理業許可申請手数料を新たに徴収することとした。(別表第一関係)
- 二 「岐阜県理容師法施行条例」及び「岐阜県美容師法施行条例」の一部改正に伴い、出張理容消毒設備等の検査に要する費用等として出張理容消毒設備等検査手数料及び出張美容消毒設備等検査手数料を新たに徴収することとした。(別表第一関係)

号外(一) 平成二十一年十月十四日

三 この条例は、一に係る改正規定は「土壌汚染対策法の一部を改正する法律」附則第二条の規定の施行の日から、二に係る改正規定は平成二十二年四月一日から施行することとした。

岐阜県医療施設耐震化臨時特別基金条例（条例第六四号）

一 災害拠点病院等の耐震化整備事業に要する資金に充てるため、岐阜県医療施設耐震化臨時特別基金を設置することとした。（本則関係）

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県理容師法施行条例及び岐阜県美容師法施行条例の一部を改正する条例（条例第六五号）

一 岐阜県理容師法施行条例の一部改正

1 理容の業を行う場合に講ずべき措置に出張理容を行う場合に講ずべき措置を追加することとした。（第一条関係）

2 理容所について講ずべき措置に作業場内に洗髪専用の設備を設けることを加えることとした。（第三条関係）

3 出張理容の届出制度を導入することとした。（第五条関係）

二 岐阜県美容師法施行条例の一部改正

1 美容の業を行う場合に講ずべき措置に出張美容を行う場合に講ずべき措置を追加することとした。（第二条関係）

2 美容所について講ずべき措置に作業場内に洗髪専用の設備を設けることを加えることとした。（第三条関係）

3 出張美容の届出制度を導入することとした。（第五条関係）

4 その他所要の規定を整備することとした。（第五条関係）

三 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第六六号）

一 「農地法」の一部改正に伴い、所要の規定を整理することとした。（別表第一関係）

二 この条例は、「農地法等の一部を改正する法律」の施行の日から施行することとした。

岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第六七号）

一 「銃砲刀剣類所持等取締法」の一部改正に伴い、認知機能検査に要する費用等

として、認知機能検査手数料等を新たに徴収し、及び銃砲等所持許可申請手数料等の額を改定することとした。（別表第一関係）

二 この条例は、平成二十二年二月四日から施行することとした。

条 例

岐阜県職員退職手当条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第六十二号

岐阜県職員退職手当条例の一部を改正する条例

岐阜県職員退職手当条例（昭和二十八年岐阜県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二条の二」を「第二条の三」「に、「第二条の三」を「第二条の四」「に、「第十四条」を「第二十条」に改める。

第二条第一項中「この条例」を「この条例の規定」に改める。

第二条の三を第二条の四とし、第一章中第二条の二を第二条の三とし、第二条の次に次の一条を加える。

（遺族の範囲及び順位）

第二条の二 この条例において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

一 配偶者（届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの

三 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた親族

対し懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関（当該機関がない場合にあっては、懲戒免職等処分及びこの条から第十八条までの規定に基づく処分の性質を考慮して人事委員会規則で定める機関）をいう。ただし、当該機関が退職後に廃止された場合における当該職員については、当該職員の占めていた職（当該職が廃止された場合にあつては、当該職に相当する職）を占める職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有する機関（当該機関がない場合にあっては、懲戒免職等処分及びこの条から第十八条までの規定に基づく処分の性質を考慮して人事委員会規則で定める機関）をいう。

第十一条の二を削る。

第十二条を次のように改める。

（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）

第十二条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

一 懲戒免職等処分を受けて退職をした者

二 地方公務員法第二十八条第四項の規定による失職（同法第十六条第一号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職をした者

2 退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を公報に掲載することをもつて通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して二週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

第十四条を第二十条とする。

第十三条の見出しを「職員が退職した後に引き続き職員となつた場合等における退職手当の不支給」に改め、同条中「この条例」を「この条例の規定」に改め、同条を

同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

職員が退職した場合（第十二条第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

第十三条に次の二項を加える。

3 職員が第八条第一項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員となつた場合又は同条第二項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員となつた場合においては、人事委員会規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

4 地方独立行政法人法第五十九条第二項の規定により職員が移行型一般地方独立行政法人の職員となる場合には、その者に対しては、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

第十三条を第十九条とする。

第十二条の二及び第十二条の三を削り、第十二条の次に次の六条を加える。

（退職手当の差止め）

第十三条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

一 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

二 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされるとき。

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

一 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は当該退職手当管理機関がその者から聴取した事項若しくは調査に

より判明した事実に基づきその者に犯罪があると思量するに至つたときであつて、その者に対し一般の退職手当等の額を支払つことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

二 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為（在職期間中の職員の非違に当たたる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかなるものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至つたとき。

3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第二号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

4 前三項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第十四条第一項又は第四十五条に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。

5 第一項又は第二項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならぬ。ただし、第三号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合

二 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した

日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から六月を経過した場合

三 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から一年を経過した場合

6 第三項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、当該支払差止処分を受けた者が次条第二項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から一年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならぬ。

7 前二項の規定は、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

8 第一項又は第二項の規定による支払差止処分を受けた者に対する第十条の規定の適用については、当該支払差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。

9 第一項又は第二項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける場合（これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者が第三項の規定による支払差止処分を受けることなく当該一般の退職手当等の額の支払を受けるに至つたときを含む。）において、当該退職をした者が既に第十条の規定による退職手当の額の支払を受けているときは、当該一般の退職手当等の額から既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、当該一般の退職手当等の額が既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、当該一般の退職手当等は、支払われない。

10 前条第二項及び第三項の規定は、支払差止処分について準用する。

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第十四条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第一号又は第二号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承

継した者) に対し、第十二条第一項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

一 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。) に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に関し地方公務員法第二十九条第三項の規定による懲戒免職処分(以下「再任用職員に対する免職処分」という。) を受けたとき。

三 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。) について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められたとき。

2 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族) が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。) に対しまた当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第三号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、第十二条第一項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

3 退職手当管理機関は、第一項第三号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 岐阜県行政手続条例(平成七年岐阜県条例第三十六号。以下「行政手続条例」という。) 第三章第二節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

5 第十二条第二項及び第三項の規定は、第一項及び第二項の規定による処分について準用する。

6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第一項又は第二項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

(退職をした者の退職手当の返納)
第十五条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後に

において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第十二条第一項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第十条第三項、第六項又は第八項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第十七条において「失業手当受給可能者」という。)であつた場合にあつては、これらの規定により算出される金額(次条及び第十七条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部を返納を命ずる処分を行うことができる。

一 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

三 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。) について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められたとき。

2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第十条第一項、第五項又は第七項の規定による退職手当の額の支払を受けている場合(受けることができる場合を含む。) における当該退職に係る一般の退職手当等については、当該退職に係る退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うことができない。

3 第一項第三号に該当するときに於ける同項の規定による処分は、当該退職の日から五年以内に限り、行うことができる。

4 退職手当管理機関は、第一項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

5 行政手続条例第三章第二節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

6 第十二条第二項の規定は、第一項の規定による処分について準用する。

(遺族の退職手当の返納)
第十六条 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族) が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この

項において同じ。) に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第一項第三号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該退職の日から一年以内に限り、第十二条第一項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)(の全部又は一部)の返納を命ずる処分を行うことができる。

2 第十二条第二項並びに前条第二項及び第四項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

3 行政手続条例第三章第二節の規定は、前項において準用する前条第四項の規定による意見の聴取について準用する。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第十七条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族) に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)(が当該退職の日から六月以内に第十五条第一項又は前条第一項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第五項までに規定する場合を除く。)(において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。)(に対し、当該退職の日から六月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から六月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)(の全部又は一部)に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に第十五条第五項又は前条第三項において準用する行政手続条例第十五条第一項の規定による通知を受けた場合において、第十五条第一項又は前条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したとき(次項から第五項までに規定する場合を除く。)(は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者

の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)(の全部又は一部)に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項から第五項までにおいて同じ。)(が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合(第十三条第一項第一号に該当する場合を含む。次項において同じ。)(において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)(の全部又は一部)に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)(の全部又は一部)に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合に

あつては、失業者退職手当額を除く。()の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6 前各項の規定による処分に基づき納付する金額は、第十二条第一項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち第一項から第五項までの規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が二人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなつてはならない。

7 第十二条第二項並びに第十五条第二項及び第四項の規定は、第一項から第五項までの規定による処分について準用する。

8 行政手続条例第三章第二節の規定は、前項において準用する第十五条第四項の規定による意見の聴取について準用する。

(退職手当の支給制限等の処分についての諮問等)

第十八条 人事委員会は、退職手当管理機関の諮問に応じ、次項に規定する退職手当の支給制限等の処分についての調査審議を行う。

2 退職手当管理機関は、第十四条第一項第三号若しくは第二項、第十五条第一項、第十六条第一項又は前条第一項から第五項までの規定による処分(以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」といふ。)を行おうとするときは、人事委員会に諮問しなければならない。

3 人事委員会は、第十四条第二項、第十六条第一項又は前条第一項から第五項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあつた場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

4 人事委員会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は退職手当管理機関にその主張を記載した書面又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知つている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

5 人事委員会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

6 退職手当の支給制限等の処分についての諮問等の手続きその他必要な事項は、人事

委員会規則で定める。

附則第十一項中「第十三条」を「第十九条第二項」に改める。

附則第十四項中「第二条の三」を「第二条の四」に改める。

附則第十六項中「この条例による」を「この条例の規定による」に改める。

附則第二十項中「第二条の三」を「第二条の四」に改める。

附則第二十六項中「退職した者を」を「退職した者(第十二条第一項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。)」を「」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の岐阜県職員退職手当条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

(岐阜県職員退職手当暫定措置条例の一部を改正する条例の一部改正)

3 岐阜県職員退職手当暫定措置条例の一部を改正する条例(昭和三十七年岐阜県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「こえる」を「超える」に改める。

付則第六項中「第二条の三」を「第二条の四」に改める。

(岐阜県職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正)

4 岐阜県職員退職手当条例の一部を改正する条例(昭和四十八年岐阜県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「並びに第七条の四」を「第八条並びに第十九条第三項及び第四項」に改める。

附則第六項中「第三条第一項(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。)」を「第三条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分」に改める。

附則第八項中「第二条の三」を「第二条の四」に改める。

附則第九項中「新条例第七条第五項第三号に規定する通算制度を有する公庫等又は同項第二号に規定する通算制度を有する地方公社」を「公庫等(新条例第七条第五項第二号に規定する公庫等をいう。以下同じ。)」で、退職手当(これに相当する給与を

含む。以下この項において同じ。）に関する規程において、地方公務員又は他の地方公社等職員（新条例第六条の四第一項に規定する地方公社（以下「地方公社」という。）又は公庫等に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。）をいう。以下同じ。）が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は地方公社若しくは公庫等の要請に応じ、退職手当を支給されず、引き続き当該公庫等に使用される者となつた場合に、地方公務員又は他の地方公社等職員としての勤続期間を当該公庫等に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているもの（以下「通算制度を有する公庫等」という。）又は地方公社で、退職手当に関する規程において、地方公務員又は他の地方公社等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は地方公社若しくは公庫等の要請に応じ、退職手当を支給されず、引き続き当該地方公社に使用される者となつた場合に、地方公務員又は他の地方公社等職員としての勤続期間を当該地方公社に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているもの（以下「通算制度を有する地方公社」という。）に改める。

附則第十三項中「第七条の四第四項」を「第十九条第三項」に、「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に、「第七条第五項」を「第七条第五項第四号」に改める。

附則第十四項中「第二条の三」を「第二条の四」に改める。

附則第二十項中「新条例第七条第五項第二号に規定する通算制度を有する地方公共団体に該当するもの」を「他の地方公共団体で、退職手当に関する規定において、当該地方公共団体以外の地方公共団体の公務員又は地方公社等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は地方公社若しくは公庫等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続き当該地方公共団体の公務員となつた場合に、当該地方公共団体以外の地方公共団体の公務員又は地方公社等職員としての勤続期間を当該地方公共団体の公務員としての勤続期間に通算することと定めているもの」に、「新条例第七条第五項第二号に規定する通算制度を有する地方公社」を「通算制度を有する地方公社」に改める。

附則第二十一項中「新条例第七条第五項第三号に規定する」を削る。

5 岐阜県職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成十八年岐阜県条例第七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第二条の三」を「第二条の四」に改める。

附則第三項中「第七条の四第一項」を「第八条第一項」に改める。

6 岐阜県職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成十九年岐阜県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

附則第一項ただし書中「平成二十二年四月一日」を「平成二十二年一月一日」に改める。

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第六十三号

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一三十七の表の次に次の一表を加える。

三十七の二 土壤汚染対策法の施行に関する事務

事務の内容	手数料の名称	単位	額(円)
土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十三号） 附則第二條第一項の規定によりその例により行うことができることとされる同法による改正後の土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号） 第二十二條第一項に規定する汚染土壤処理業の許可の申請に対する審査	汚染土壤処理業許可申請手数料	一件につき	二四〇,〇〇〇

別表第一四十二の表の次に次の二表を加える。

四十二の二 岐阜県理容師法施行条例の施行に関する事務

事務の内容	手数料の名称	単位	額(円)
岐阜県理容師法施行条例（平成十二年岐阜県条例第五号） 第六条第一	出張理容消毒設備等検査手	一件につき	七,〇〇〇

項に規定する出張美容消毒設備等の 検査	数料		
------------------------	----	--	--

四十二の三 岐阜県美容師法施行条例の施行に関する事務

事務の内容	手数料の名称	単位	額(円)
岐阜県美容師法施行条例(平成十二年岐阜県条例第六号)第六条第一項に規定する出張美容消毒設備等の検査	出張美容消毒設備等検査手数料	一件につき	七、〇〇〇

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第二三十七の表の次に一表を加える改正規定 土壤汚染対策法の一部を改正する法律(平成二十一年法律第二十三号)附則第二条の規定の施行の日
- 二 前号に掲げる規定以外の規定 平成二十二年四月一日

岐阜県医療施設耐震化臨時特例基金条例をここに公布する。

平成二十一年十月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第六十四号

岐阜県医療施設耐震化臨時特例基金条例

(設置)

第一条 災害拠点病院等の耐震化整備事業に要する資金に充てるため、岐阜県医療施設耐震化臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により

保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(目的外の取崩し)

第六条 知事は、基金に属する現金を預貯金等(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。)として金融機関に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関に係る保険事故(預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。)が発生したときは、当該金融機関に対する債務(借入金に係る債務及び保証契約に基づく債務をいう。)と当該預貯金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県美容師法施行条例及び岐阜県美容師法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第六十五号

岐阜県美容師法施行条例及び岐阜県美容師法施行条例の一部を改正する条例

(岐阜県理容師法施行条例の一部改正)

第一条 岐阜県理容師法施行条例(平成十二年岐阜県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「身体及び」を削り、同条第二号を次のように改める。

二 爪を短く切ること。

第二条中第三号を第六号とし、第二号の次に次の三号を加える。

三 手指は、少なくとも客一人ごとに消毒液又は石けん水で洗うこと。

四 顔面作業の際には、マスクを着用すること。

五 酒気を帯び、又は喫煙をしながら理容の業を行わないこと。

第二条に次の四号を加える。

七 消毒済みの布片及び器具は、使用済みのものと区別して管理すること。

八 消毒液は、随時取り替えること。

九 くず毛及び汚物は、ふたのある毛髪箱又は汚物箱に収集し、適切に処理すること。

十 出張理容(法第六条の二ただし書の規定により理容所以外の場所において理容の業を行うことをいう。以下同じ。)を行う場合にあっては、前各号に掲げるもののほか、次に掲げるところによること。

イ 出張理容に使用する布片、器具その他を専用に消毒する機械器具又は設備

(以下「出張理容消毒設備等」という。)を有すること。

ロ 次に掲げる物を作業場に携行すること。

(1) 外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生材料

(2) 作業に必要な数の消毒済みの布片及び器具並びにこれらを納めることができる清潔な容器

(3) 使用済みの器具を納めることができる容器

(4) 消毒液及び石けん

八 作業場内の採光、照明及び換気を十分にすること。

二 作業の終了後、作業場を清掃し、清潔にすること。

第三条中「理容の業を衛生的に行うことができる十分な広さを確保すること」を「次に掲げるとおり」に改め、同条に次の各号を加える。

一 作業場の床面積は、十平方メートル以上とすること。

二 作業場に設置するいすの数は、作業場の床面積から三・四平方メートルを減じ

て得た面積を三・三平方メートルで除して得た数以下とすること。

三 作業場内に洗髪専用の設備を設けること。ただし、公衆衛生上支障がないものとして規則で定める場合は、この限りでない。

四 洗い場(前号の洗髪専用の設備を含む。)は、不透水性材料を使用し、かつ、排水設備を備えること。

五 外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生材料を備えること。

第四条の見出し中「理容所以外の場所」を「出張理容」に改める。

第五条を第十条とし、第四条の次に次の五条を加える。

(出張理容の届出)

第五条 県内(岐阜市の区域を除く。)で出張理容を行おうとする理容師は、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項に変更を生じたとき又は出張理容をやめたときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、前二項の規定による届出をすべき者が、正当な理由なく当該届出をせず、又は虚偽の記載をして当該届出をしたときは、その者に対し、相当の期限を定めて当該届出を行い、又は当該届出の内容を是正すべきことを勧告することができる。

(出張理容消毒設備等の検査及び確認)

第六条 前条第一項の規定による届出をした者は、出張理容消毒設備等について知事の検査を受け、法第九条の措置を講ずるに適する旨の確認を受けなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

2 知事は、前項の検査を受けるべき者が、正当な理由なく当該検査を受けず、又は前項の確認を受けずに出張理容を行ったときは、その者に対し、相当の期限を定めて、当該検査を受け、又は当該確認を受けるべきことを勧告することができる。

(公表)

第七条 知事は、第五条第三項及び前条第二項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対し、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見を述べる機会を与えなければならない。

(出張理容の立入検査)

第八条 知事は、必要があると認めるときは、その職員に、出張理容消毒設備等を管理する場所又は出張理容を行う場所に立ち入り、法第九条の措置の実施状況を検査させることができる。

2 前項の職員は、理容師法施行規則（平成十年厚生省令第四号）第二十八条に規定する環境衛生監視員とする。

3 第一項の規定により検査を行う環境衛生監視員は、環境衛生監視員証を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(手数料)

第九条 第六条第一項の規定による検査を受ける者は、岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第十九号）の定めるところにより、手数料を納入しなければならない。

(岐阜県美容師法施行条例の一部改正)

第二条 岐阜県美容師法施行条例（平成十二年岐阜県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「身体及び」を削り、同条第二号を次のように改める。

二 爪を短く切ること。

第二条中第三号を第六号とし、第二号の次に次の三号を加える。

三 手指は、少なくとも客一人ごとに消毒液又は石けん水で洗うこと。

四 顔面作業の際には、マスクを着用すること。

五 酒気を帯び、又は喫煙をしながら美容の業を行わないこと。

第二条に次の四号を加える。

七 消毒済みの布片及び器具は、使用済みのものと区別して管理すること。

八 消毒液は、随時取り替えること。

九 くず毛及び汚物は、ふたのある毛髪箱又は汚物箱に収集し、適切に処理すること。

十 出張美容（法第七条ただし書の規定により美容所以外の場所において美容の業を行うことをいう。以下同じ。）を行う場合にあつては、前各号に掲げるもののほか、次に掲げるところによること。

イ 出張美容に使用する布片、器具その他を専用に消毒する機械器具又は設備（以下「出張美容消毒設備等」という。）を有すること。

ロ 次に掲げる物を作業場に携行すること。

(1) 外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生材料

(2) 作業に必要な数の消毒済みの布片及び器具並びにこれらを納めることができる清潔な容器

(3) 使用済みの器具を納めることができる容器

(4) 消毒液及び石けん

八 作業場内の採光、照明及び換気を十分にすること。

二 作業の終了後、作業場を清掃し、清潔にすること。

第三条中「美容の業を衛生的に行つことができる十分な広さを確保すること」を「次に掲げるとおり」に改め、同条に次の各号を加える。

一 作業場の床面積は、十平方メートル以上とすること。

二 作業場に設置するいすの数は、作業場の床面積から四・七二平方メートルを減じて得た面積を二・六四平方メートルで除して得た数以下とすること。

三 作業場内に洗髪専用の設備を設けること。ただし、公衆衛生上支障がないものとして規則で定める場合は、この限りでない。

四 洗い場（前号の洗髪専用の設備を含む。）は、不透水性材料を使用し、かつ、排水設備を備えること。

五 外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生材料を備えること。

第四条の見出し中「美容所以外の場所」を「出張美容」に改める。

第五条を第十条とし、第四条の次に次の五条を加える。

(出張美容の届出)

第五条 県内（岐阜市の区域を除く。）で出張美容を行おうとする美容師は、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項に変更を生じたとき又は出張美容をやめたときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、前二項の規定による届出をすべき者が、正当な理由なく当該届出をせず、又は虚偽の記載をして当該届出をしたときは、その者に対し、相当の期限を定めて当該届出を行い、又は当該届出の内容を是正すべきことを勧告することができる。

(出張美容消毒設備等の検査及び確認)

第六条 前条第一項の規定による届出をした者は、出張美容消毒設備等について知事

の検査を受け、法第八条の措置を講ずるに適する旨の確認を受けなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

2 知事は、前項の検査を受けるべき者が、正当な理由なく当該検査を受けず、又は前項の確認を受けずに出張美容を行ったときは、その者に対し、相当の期限を定めて、当該検査を受け、又は当該確認を受けるべきことを勧告することができる。

(公表)

第七条 知事は、第五条第三項及び前条第二項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対し、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見を述べる機会を与えなければならない。

(出張美容の立入検査)

第八条 知事は、必要があると認めるときは、その職員に、出張美容消毒設備等を管理する場所又は出張美容を行う場所に立ち入り、法第八条の措置の実施状況を検査させることができる。

2 前項の職員は、美容師法施行規則（平成十年厚生省令第七号）第二十八条に規定する環境衛生監視員とする。

3 第一項の規定により検査を行う環境衛生監視員は、環境衛生監視員証を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(手数料)

第九条 第六条第一項の規定による検査を受ける者は、岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第十九号）の定めるところにより、手数料を納入しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

(岐阜県理容師法施行条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際現に理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の二の規定による構造設備の確認を受けている理容所については、第一条の規定による改正後の岐阜県理容師法施行条例第三条第三号の規定は、適用しない。ただし、当該

理容所の開設者がその作業場について増築又は改築を行う場合は、この限りでない。

3 この条例の施行の日から起算して三十日を経過する日までの間に理容師が行う出張理容についての第一条の規定による改正後の岐阜県理容師法施行条例第五条第一項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「この条例の施行の日から起算して三十日以内に」とする。

(岐阜県美容師法施行条例の一部改正に伴う経過措置)

4 この条例の施行の際現に美容師法（昭和三十二年法律第六十三号）第十二条の規定による構造設備の確認を受けている美容所については、第二条の規定による改正後の岐阜県美容師法施行条例第三条第三号の規定は、適用しない。ただし、当該美容所の開設者がその作業場について増築又は改築を行う場合は、この限りでない。

5 この条例の施行の日から起算して三十日を経過する日までの間に美容師が行う出張美容についての第二条の規定による改正後の岐阜県美容師法施行条例第五条第一項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「この条例の施行の日から起算して三十日以内に」とする。

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第六十六号

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県事務処理の特例に関する条例（平成十二年岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一十八の三の項第五号中「第三条第三項」を「第三条第五項」に改め、同項第六号中「第八十二条第一項」を「第四十九条第一項」に改め、同項第七号中「第八十二条第三項」を「第四十九条第三項」に改め、同項第八号中「第八十二条第五項」を「第四十九条第五項」に改め、同項第九号中「第八十三条」を「第五十条」に、「報告徴収」を「報告徴取」に改め、同項第十号中「第八十三条の二」を「第五十一条第一項」に改め、同項第十一号中「第二号」を「第三号」に改める。

附 則

この条例は、農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）の施行の日から施行する。

岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十月十四日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第六十七号

岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県警察関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一六の表一の項中「九、〇〇〇円」を「一〇、五〇〇円」に、「五、三〇〇円」を「六、七〇〇円」に改め、同表十の項中「七、九〇〇」を「八、九〇〇」に改め、同項を同表十二の項とし、同表九の項中「七、九〇〇」を「八、九〇〇」に改め、同項を同表十一の項とし、同表八の項中「五、八〇〇円」を「七、二〇〇円」に、「五、四〇〇円」を「六、八〇〇円」に、「五、五〇〇円」を「七、五〇〇円」に、「三、五〇〇円」を「四、八〇〇円」に、「三、一〇〇円」を「四、四〇〇円」に改め、同項を同表十の項とし、同表七の項を九の項とし、六の項を八の項とし、同表五の項中「五、四〇〇円」を「六、八〇〇円」に、「三、一〇〇円」を「四、三〇〇円」に改め、同項を同表七の項とし、同表中四の項を六の項とし、同表三の項中「二、一〇〇〇円」を「三、一〇〇〇円」に改め、同項を同表四の項とし、同項の次に次のように加える。

五 法第五条の五第一項に規定する 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習	猟銃操作等技能講習手数料	一人につき	二、三〇〇
--	--------------	-------	-------

別表第一六の表中二の項を三の項とし、一の項の次に次のように加える。

二 法第四条の三第一項（法第七条の三第三項において準用する場合を含む。）に規定する認知機能に関する検査	認知機能検査手数料	一件につき	六五〇
---	-----------	-------	-----

別表第一六の表に次のように加える。

十三 法第九条の十三第一項に規定する年少射撃資格の認定の申請に対する審査	年少射撃資格認定申請手数料	一件につき	九、六〇〇円。ただし、同時に一を超える認定を申請する場合における当該一を超える認定に係るものにあつては、五、九〇〇円
十四 法第九条の十三第三項において準用する法第七条第二項に規定する年少射撃資格認定証の書換え	年少射撃資格認定証書換え手数料	一通につき	一、八〇〇
十五 法第九条の十三第三項において準用する法第七条第二項に規定する年少射撃資格認定証の再交付	年少射撃資格認定証再交付手数料	一通につき	一、九〇〇
十六 法第九条の十四第一項に規定する年少射撃資格の認定のための講習会	年少射撃資格認定講習会手数料	一人につき	九、七〇〇

附則

この条例は、平成二十一年十二月四日から施行する。